

# ～横浜でバス運転士を目指すあなたへ～ 月額最大3万円の住居手当を補助します！

本制度は、民間乗合バス事業者で勤務する条件を満たす運転士に対して、横浜市から家賃の一部を補助する制度です。

## ●横浜市民間バス運転士住居支援事業補助金



補助金額は**最大3万円/月**  
補助期間は**最長5年間**



## ●補助対象条件

令和8年度より一部条件が緩和され、対象となる運転士が拡大されました

次の(1)～(4)の全てを満たす運転士が、補助の対象となる住居※<sup>1</sup>に居住する場合、補助の対象となります。

- (1) 雇用開始から5年以内であること
- (2) 週20時間以上乗合バスの運転業務に従事していること
- (3) 横浜市内にある営業所または  
横浜市外にある一部営業所※<sup>2</sup>に勤務していること
- (4) 大型自動車第二種運転免許を持っていること

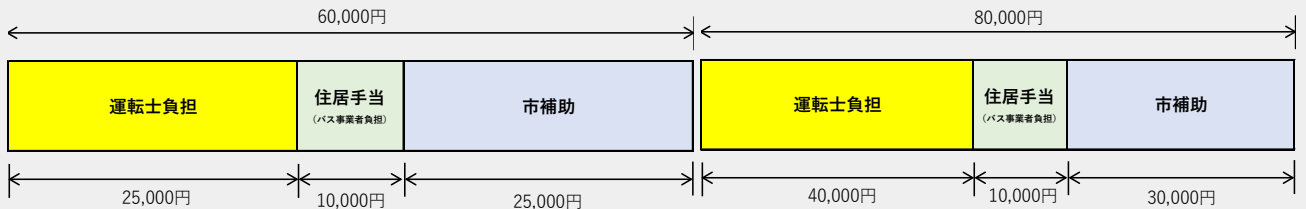


※<sup>1</sup> 補助の対象となる住居とは、運転士本人名義で賃貸借契約を結んでいる住居、またはバス事業者が借り上げている住居となります。

※<sup>2</sup> 営業所が運行する距離の市内運行割合が5割以上の営業所になります。

## ●補助金額

補助金額(月額)は、家賃からバス事業者独自の住居手当を引いた額に1/2を乗じた額の範囲内の金額とし、3万円を上限とします。



例1：家賃60,000円、住居手当(事業者負担)10,000円の場合、補助金額は25,000円になります。

例2：家賃80,000円、住居手当(事業者負担)10,000円の場合、補助金額は上限額の30,000円になります。

補助金制度の詳細はこちら ⇒

横浜 民間バス 補助金



お問合せ先

横浜市道路・交通政策局交通政策課 TEL 045-671-4128 Email do-driverhojo@city.yokohama.lg.jp